

令和2年度当初予算審査特別委員会会議録第1号

---

令和2年3月6日（金曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（14名）

委員長 後藤伸太郎君

副委員長 菅原辰雄君

委員 須藤清孝君 倉橋誠司君

佐藤雄一君 千葉伸孝君

佐藤正明君 及川幸子君

村岡賢一君 今野雄紀君

高橋兼次君 星喜美男君

後藤清喜君 山内昇一君

---

欠席委員（1名）

山内孝樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	三浦勝美君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君

環 境 対 策 課 長	佐 藤	孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉	啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤	宏 明 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田 中	剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤	知 樹 君
上下水道事業所長	佐 藤	正 文 君
歌 津 総 合 支 所 長	佐久間	三津也 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤	和 則 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 渕	武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤	明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部	俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森	隆 市 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	三 浦	浩 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	三 浦	浩
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野	寛 和

午前11時49分 開会

○事務局長（三浦 浩君） それでは、令和2年度当初予算審査特別委員会について説明を申し上げます。

委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長である委員が座長となり、委員長の選任までその職務をとり行うこととなります。

本日の出席委員における年長委員は山内昇一委員になりますので、よろしくお願ひをいたします。

○山内昇一委員 それでは皆さん、そういうことでございますので、ただいまより令和2年度当初予算審査特別委員会を開催いたします。

委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長である私が委員長の選任まで、その職務をとり行います。よろしくご協力いただきます。

それではお諮りいたします。

委員長の互選の方法はどのように行いますか。発言を求めます。星委員。

○星 喜美男委員 指名推選がよろしいと思います。

○山内昇一委員 それでは、指名推選ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、そのようにいたします。

それでは、委員長指名ということですが、どなた。

○星 喜美男委員 総務委員長の後藤伸太郎委員がよろしいかと思います。

○山内昇一委員 そのほかございませんか。（「なし」の声あり）それでは、委員長、総務委員長の後藤伸太郎委員にお願いすることにいたしますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山内昇一委員 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、令和2年度当初予算審査特別委員会の委員長は後藤伸太郎委員と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって委員長就任の承諾とさせていただきます。それではよろしくお願ひします。

○委員長（後藤伸太郎君） ただいまご推薦いただきましたので、精いっぱい務めさせていただきたいと思います。どうぞご協力よろしくお願ひいたします。

○山内昇一委員 以上で、私の任務を終了することといたします。ご協力大変ありがとうございました。

○委員長（後藤伸太郎君） それでは、副委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。副委員長の互選の方法はどのように行いますか。ご発言ございましたら、  
お願ひいたします。星委員。

○星 喜美男委員 指名推選で。

○委員長（後藤伸太郎君） 指名推選という声がございますが、ほかにご意見はございませんか。  
(「なし」の声あり) では、指名推選といたします。

どなたをご推薦するか、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。星委員。

○星 喜美男委員 菅原辰雄委員がいいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ただいま菅原辰雄委員という声がございました。ご意見がございま  
した。

ほかにご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)

お諮りいたします。それでは副委員長は菅原辰雄委員にお願いすることにご異議ありません  
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、令和2年度当初予算審査特別委員会  
の副委員長は菅原辰雄委員と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって副委員長就任の承諾とさせていただきます。それでは、よろしくお願  
いします。

○菅原辰雄委員 ただいま推薦いただきました菅原でございます。委員長を補佐し、懸命に頑張  
っていきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 以上で、副委員長の互選については終了いたしました。

委員長、副委員長の互選結果につきましては、議長へ報告をいたし、本会議において議長か  
ら報告いただくことといたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時10分といたします。

午前1時53分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 改めまして、こんにちは。委員皆様のご推薦をいただきまして委員  
長を務めることになりました後藤伸太郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

復興最終年度の重要な予算でございます。闘争的な質疑をもって慎重審議を行っていただくこ

とを望むものでございますけれども、新型コロナウイルス等のリスクも鑑みて、スピード一な議事進行も意識して精いっぱい努めてまいりたいと思います。ご協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

欠席委員、山内孝樹委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。

特別委員会の進め方はそれぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、他の会計につきましては、歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の款ごとの区分は、既に配付しております令和2年度当初予算審査特別委員会審査予定表を参照いただきたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、そのようにとり進めることといたします。

それでは、議案第36号令和2年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

各担当課長から細部説明をいただきます。また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、令和2年度南三陸町一般会計予算歳入の審査を行います。

1款町税、14ページ・15ページの細部説明を求めます。

なお、細部説明に当たっては、3ページから10ページまでの第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為、第3表地方債についても、あわせて説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第36号令和2年度の南三陸町一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

初めに2ページをごらん願います。

改めて、令和2年度一般会計の歳入歳出予算の総額は285億6,000万でございます。予算を通

常分と震災分に分類いたしますと、通常分が84億7,600万、8476です。構成比で29.7%。一方、震災分は200億8,400万、20084百万円、構成比で70.3%でございます。

予算総額を平成31年度当初予算の331億4,000万と比較いたしますと45億8,000万の減、率では13.8%の減となります。減額分はほぼ震災復興分での減額となっており、通常分では6,000万ほどふえております。また、普通建設事業と災害復旧部分を合算して全体に占める投資的経費の割合を見ますと187億9,700万で、全体に占める割合は65.8%が投資的経費ということになっております。

第1表に入ります前に第4条で一時借入金の借り入れ最高額を規定しておりますが、今年度は精算する事業が多くあり、補助金が入る前に多額の一時払いが、前払いが想定されることから前年度より10億円を増額して40億円を上限とさせていただきます。

それでは、第1表をごらん願います。第1表歳入歳出款項の金額は3ページから8ページにかけてお示ししておりますが、款ごとの前年度予算を比較しながら構成比を申し上げたいと思いますので、12ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。ここでは、それぞれの科目の全体に占める構成比を申し上げます。空欄のほうにご記入いただければと思います。

町税が4.6%、2款地方譲与税が0.3%、0.1%未満のいわゆるゼロ%の部分は読み上げを割愛させていただきます。7款の地方消費税交付金で0.9%、10款の地方交付税で25.5%、13款使用料及び手数料で0.7%、14款国庫支出金で48.0%、15款県支出金が2.6%、16款財産収入が0.5%、17款寄附金が0.2%、18款繰入金が13.0%、19款繰越金が0.6%、20款諸収入が0.7%、21款町債が2.4%という構成でございます。

続いて、歳出のほうの款ごとの構成比も申し上げます。

議会費で0.4%、総務費で5.8%、民生費で6.8%、衛生費で4.5%、農林水産業費で9.9%、商工費で1.0%、土木費で5.1%、消防費2.2%、教育費3.5%、災害復旧費39.9%、公債費4.6%、復興費16.1%、予備費0.2%でございます。

本年度予算、前年度予算、そして比較と出ており、増減の要因などにつきましては、後ほど科目ごとの説明の中でご説明をさせていただきたいと思います。

では、9ページに戻っていただきたいと思います。債務負担行為でございます。令和2年度から複数年度にかけて実施すべき事業を事前に議決を得て予算確保を明確にするものであります。全体で7件の事業につきまして設定をさせていただきます。

1つ目はメール配信システム業務、防災情報や生活支援情報のメール配信サービスを行うも

ので、期間は令和6年度まで、限度額は410万円、年間当たりおおよそ100万の4年分ということになっております。

次はふるさと納税支援業務、返礼品の発送や納付金の集計業務を外部委託するものでございます。令和4年度までで限度額1,130万円。

次が婚活活動支援業務、婚活サポート業務を民間に委託するものであります。令和3年度までで限度額460万、対象者は15名分を想定しております。

若者定住マイホーム取得補助金、若者世代の移住・定住を促進するための住宅取得補助事業で、令和3年度までで限度額は300万であります。

移住定住相談支援業務、移住総合支援業務として情報発信業務やツアーやセミナーなどの開催及び希望者へのサポート業務を委託いたします。令和4年度までで限度額3,594万円でございます。

台風19号農業被害特別対策資金利子補給、被災農家へのJAの融資制度に対する利子助成であります。令和17年度まで貸し付け金利子のうち1%相当額を支援いたします。

次が中小企業振興資金融資損失補償は条例に基づく融資において保証協会の代位弁済に対する補填であります。令和15年度まで限度額700万ということでございます。

以上、債務負担行為を設定するものであります。

次に10ページをごらんいただきます。第3表地方債です。令和2年度当初予算の事業財源として起債を借りるのは全体で10件の予定でございます。

廃棄物処理事業は生ごみと余剰汚泥を活用したバイオガス事業に対して事業費8,789万円に対して過疎債ソフト事業を充て、5,000万の借り入れとなります。

廃棄物処理施設整備事業はクリーンセンターの搬送コンベアなど経年劣化した設備の更新に過疎債（ハード）を適用し、4,000万の借り入れを行います。

し尿処理施設整備事業は衛生センターの経年劣化した設備の更新に過疎債（ハード）で4,900万の借り入れ予定であります。

漁港整備事業は、ばなな漁港防潮堤かさ上げ工事、船揚げ場に滑り材設置工事、県の県営事業として実施する漁港整備事業負担金として合併特例債で1億110万円の借り入れでございます。

観光振興事業、インバウンドや教育旅行、観光交流促進事業に事業費4,873万5,000円のうち過疎債（ソフト）で2,570万の借り入れ予定でございます。

道路新設改良事業、横断1号線改良工事分で事業費1億3,500万に対し、社総交7,500万を見

込み、残りを過疎債（ハード）で6,000万借り入れの予定でございます。

道路維持事業、歌津跨線橋修繕工事に事業費5,100万に対し、社總交3,100万を見込み、残りを過疎債（ハード）で1,980万借り入れるものでございます。

消防防災施設整備事業は過疎債（ハード）で1億6,466万8,000円の見込みであります。

学校教育施設整備事業は名足小学校体育館改築設計業務に事業費1,500万、過疎債（ハード）を借り入れて事業財源といたします。

なお、臨時財政対策債は交付税の代替財源としての配分でございまして、1億5,000万を見込んでおります。

以上のとおり、地方債借り入れが予算に組み込まれてございます。

それでは、歳入予算の細部説明に入らせていただきます。14ページお開き願います。

1款町税でございます。1項町民税1目個人、前年度比較で3,740万の減、率で7.3%の減となります。現年課税分4億3,543万円は均等割、所得割の調定見込み額に対し、98.5%で予算計上をさせていただきました。2項法人1節現年課税分が8,380万1,000円、前年対比で26.5%の減でございます。こちらは収納率99%で計上してございます。いずれも町民税の減は復興事業による所得の変化や事業活動の変化を反映し、減額という状況でございます。

次に、2項固定資産税1目1節現年課税分で6億4,558万円、前年対比で2.3%の増であります。土地、家屋、償却資産に係る調定見込額の98.5%で積算計上してございます。

3項軽自動車税、前年対比0.4%の増、現年分で4,432万1,000円ですが、調定見込みに対しての収納率98.5%で計算をしております。2目環境性能割は軽自動車取得時の課税で環境性能に応じて税率が設定されていますが、消費税導入時の負担緩和措置として昨年の10月から本年の9月までの1年間の減税措置があり、減収分について補填されるものでございます。前年比較で22.6%の減となってございます。

4項町たばこ税は年々減少傾向にあり、本年度は11.8%の減少、8,640万を計上しております。

5項入湯税は前年同額の489万円。

以上、町税合計で13億671万円で前年比95.3%、マイナスの6,480万となっております。

以上、町税についてご説明とさせていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入ります。

なお、改めて申し上げますが、ここでの質疑は1款町税に限った質疑のみで、第3表地方債

に関する質疑は歳入の21款町債で、第2表債務負担行為に関する質疑は関係する歳出の款で伺ってください。

それでは、質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。町税の町民税、法人税にも両方かかわることですけれども、ことしはマイナスということで昨年より減少しております。そして、またこれから申告が始まるわけですけれども、ことしの収入も、町民税の関係もマイナスなのかなというところが危惧されるわけですけれども、町内全般にこれが影響、昨年の収入が落ちてるということは今後もだと思われますけれども、それだけ町民の皆さんのが所得が減少してます。そういうところをこれから今後ですね、その収入アップにつながるような施策、努力、そういうものをお伺いいたします。上げるための努力ですね。

○委員長（後藤伸太郎君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川委員、その辺の質問の内容なんですが、個人のいわゆる経済活動を行政で上げるということについては、なかなかこれは至難のわざでございますし、それはある意味それぞれの企業の経済活動の中で頑張っていただくということしかないんだろうというふうに思います。これはほとんど個人の分につきましては、ある意味給与等含めた税金でございますので、そこに我々がどうするということについて踏み込むということは、これはできませんので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 個人の賃上げ、そういうものも含まれると思うんですけども、町内全般に賃金というものはどのように見据えていってるのか。今後、企業の人たちに呼びかけて賃金アップを促していくという方向もあるかと思われますけれども、その辺はいかがなお考えでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 安倍総理が経団連の皆さんにお願いするのは、それはケースとしてございますが、町の立場で今の、とりわけコロナウイルスで大変今経営状況が厳しい状況にある中でこういった個人の賃金上昇について行政が働きかけると、そういう環境にはないというふうに言わざるを得ません。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 コロナの影響はわかります。しかし、年々こうして所得が下がっているということを危惧するのであれば、総会、あるいは年に1回の企業の総会それぞれあるわけですか

れども、商工会さんの総会とかいろいろあるわけですけれども、その辺もっと踏み込んで、雇用、今の現状ですね、町内の景気は悪いんですけども、企業さんは水産業、主に水産業なんかは国からの補助率、いろんな手当てがされております。そこにやはり町民の人たちが雇用されてるわけですけれども、幾らでもいいからベースアップ、賃金アップ、そういうものがあると雇用の人たちも外に働きに行かなくても町内でも働く意欲ということがうかがえると思うので、コロナがあるから、それはわかります。観光産業がマイナスイメージだということは。その中で事業主全体を考えた場合ですね、働く人たちの少しでも、何%でも上がるという方向を見出していくとここに残るという人たちも出てくるのかなと思われるんです。そこでお伺いするわけでした。

○委員長（後藤伸太郎君）ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 済みません。ちょっとお伺いしたいんですが、2ページ目の質問させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君）はい、どうぞ。

○倉橋誠司委員 第4条のところで一時借入金の借り入れ最高額を10億円ふやして40億円にするということで、これは復興事業の精算があるという事情で10億円という数字が増額されるというご説明だったかと思いますが、この10億円という数字ですね。この数字を算出する際にやっぱり分母の数字が、何らかの数字があって10億円という数字が出てきたんだと思います。そのあたりですね、なぜこの10億円ということで、例えばこれ20億になったかもしれないし、あるいは半額の5億で済んだかもしれないし、その10億円となった根拠ですね。

それと、この一時借入金借りるわけですから、どこから、借りる当てがあるのか、そのあたりもお聞きしたく思います。

それと、前委員も言いましたが、町税のところで、課長からの説明でしたら個人所得税についてはそれぞれの所得の変化ということでした。所得の変化、どういった変化が想定されるのか。個人1人当たりの所得が減額するのか、あるいは人口そのものが減るから、7.3%のマイナスですか、こういった数字が出てくると、そういう算出をしたのか。何が、どういう所得の変化があるのか。それと、法人税につきましても事業活動の変化ということでありましたけども、それぞれの企業の活動内容に何か変化があるのか。

コロナウイルスのこともちょっと話題になってますが、この予算書をつくる上では、まだコロナウイルスによる急激な経済悪化の事情はまだ含まれてなかったかと思います。コロナウイルスのことはちょっと除いて、どういった根拠で、この事業活動の変化で、マイナス

26.5%という数字ですけど、こういう数字になったのか、そのあたりお聞きしたく思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） では、一時借入金の考え方につきまして、私のほうからご説明いたします。

俗に一時借入金と申しますけれども、これは民間でいういわゆる運転資金の調達になります。予算上は年間300億という予算で現金が動くわけですけれども、最終出納整理が終わった段階で黒字になればいいんですが、これは毎月毎月のいわゆる入ってくるお金と出していくお金を見ますと、時期的に例えば3月とか12月、1月もそうだったんですけれども、災害復旧事業等の事業費が大きいために支払いが、まずどうしても先行いたします。前払い、概算払い、中間払い等がありますので。そうしますと一般会計予算で持っている預金の通帳の残高が大きく変動いたしまして、支払い日が確定しているのに預金がないために現金がないという状態が今年度も何度か見受けられました。

そういう段階で令和元年度は30億円という一時借入金の限度額を設けておりましたけれども、どうしても現金が足りなくて一時借入金の調達を約20億した実績がございます。その20億、通常であれば、財政調整基金等がない団体がほとんどございますので、通常は、通常の市中銀行から利子を払って期間を設定してお借りするのが通常でございますけれども、たまたま当町では財政調整基金30億程度ございますので、その基金から一般会計がお借りして、その期間が終了後、金利については銀行の定期預金程度の金利を賦課して基金に返すといった処理で何とかかんとか令和元年度も一応現金受理では帳尻を合わせようという形で努力しておりました。

ただ、今年度の傾向を見ますと、どうしても一時期に30億、40億の支払いが発生する場合がありまして、限度額ではとても足りなくなるんじゃないかなというおそれもありましたので、令和2年度にはプラス10億の40億で一時借入金の限度額を設定していただきたいということで、出納のほうから財政のほうに申し入れをして議案として調整させていただいた次第でございます。

参考までに、現在は財調に10億一応返しましたけれども、先月末では約18億一時借入金の実績がございましたので、やはり令和2年度はきちんとした形で現金収入を得ながら、いわゆる町政運営をしていくためには最低でも40億の一時借入金の設定をしていかないと出納の現場としては火の車になる可能性があるんで、このような形にしていただいた次第でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、ただいまの町民税のほうの個人・法人のどういった変化かというところでお尋ねがございますので、お答えいたしたいと思います。

個人につきましては、均等割・所得割ともに納税者数が減っているというふうな状況を踏まえました。中でも区別として普通徴収、特別徴収、あと年金というふうなことであるんすけれども、特別徴収と年金については30年度の、29・30の比較ではあんまり変わってないんですけれども、普通徴収分ということで事業主の方の所得が減っていると、そういった状況でございます。それから、法人につきましては復興事業が終盤を迎えてているということで建設製造業を中心に落ちているというふうな感じで、さらに企業数も若干減るのではないかとうふうに見ております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。15ページ、入湯税について伺いたいと思います。

今回この入湯税、目的税ということで消防とか観光に使えるということなんですが、今年度、具体的の使い道がありましたら、決まってましたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 予算の上では即これを充てて財源とするような事業には計画は組んでございません。これまでの分と合わせて有効な活用というものを今後考えていかなければならぬと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 以前に聞いたときは、何か基金のようにプールしておいて使うということなんすけれども、具体に使う段になった場合に、なかなか伸び悩む入湯税、私再三言ってるよう広く使えるわけなんですけど、当該納税事業所にもある程度効果の出る、いろんな意味で広く効果の出るような形で使えるかどうか、その点確認させていただきます。

あと、当然先ほどから出たコロナの関係で、来年は増減すると思うんですけど、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大きな、大きなといいますかまとまった事業をやろうとするときは、やはりまとまった財源として必要ですので、基金に積み立てたものと合わせ、これも蓄財といいますか留保してまいりたいと思っておりますが、今後の使用方法につきましては、なるべく効果の出るものに使えるように検討してまいりたいと思います。

あと、コロナの関係は……（いいです）の声あり）いいですか、はい。

○委員長（後藤伸太郎君）ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 2番委員の質問にあった法人税が26.5%、大幅な減収になってますが、先ほど課長の説明ですと建設業含めてやっぱり法人関係の収入が減るだろうと。それにしても余りの減収なので、復興10年、創生ということなんですが、来年度はさらなる減額の見込みで町のほうでは考えているのか。

この法人の一つの要因としては、震災復興の中でグループ事業とかいろんな事業で商店が再建してここまで来たんですが、8年目、9年目を迎えて、どうしても経営が難しいということで、やっぱり廃業とかそういった方向もその理由の一つに挙げられるのかなと思いますので、その辺。この26.5%まで減ったということは来年も相当な減収になるのかなと思うんですが、その見通し、わかってたらお願ひします。

○委員長（後藤伸太郎君）町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君）ことし終わってみないと来年のことはまだわからないんですけども、震災前の法人税のほうなんですけれども、平成22年度で4,800万ほどの収入でございます。それから見るとまだ若干高いというところでございますので、まだいつになるかわからないんですけども、そこに向かっていくのかなという感じでは捉えております。

○委員長（後藤伸太郎君）千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 見込みでこれは数字を上げてるんだと思いますけれども、なかなか厳しい財政の状況がこんなところからもうかがえるのですが、町長は商工会のことに関しては詳しいと思うので、こういった商工会員の今の現状、わかったらその辺少し聞かせていただきたいんですけれども、わかりましたらお願ひします。

○委員長（後藤伸太郎君）商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）被災前の商工会の会員数というのは562事業所ございました。その中で今473の事業所が被災をされまして、うち営業の継続ができているというのが294というふうになっております。廃業が176という事業所になりまして、また3事業所において今後の再建等々を検討されてるというような状況です。

確かに100を超える大きな事業所さんが廃業という結果になってございますので、地域の経済全体を考えると、やはりその影響はかなり大きなものがあるというふうに感じております。その後、努力されまして再建された皆さんにおきましても、やはり震災によって失われた販路の回復とかそういった面で大分ご苦労されてるということで、順調に推移をしてきている

ところもあれば、やはり委員おっしゃるとおりなかなか震災前のような業績回復まで至らないというところもありますので、その辺は今後も状況は注視していきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 私の知る近隣の事業所というか、小っちゃいところが多いんですけども、やっぱり10年をめどに、どうしたらいいかという岐路に今立ってるんで町長にお聞きしたんですが、わからないような状況なので、課長のほうから説明を受けたんですが、震災後からの状況はわかるんですが、ますますひどくなると。

ですから、この法人税収の獲得というのは、やっぱり町の税収にとっても大きいものだと思いますので、その事業所の状況を町のほうで支援していったり、廃業とか倒産にならないような町としての活動も私は必要だと思うので、その辺を町のほうには求めていきたいと思います。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から9款地方特例交付金まで、15ページから18ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、15ページの地方譲与税から引き続きご説明をいたします。2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税でございます。こちらは国税からの収入財源で、国は令和2年度の収入見込みをもとに地方自治体に配分する財源見込みを地財計画として増減率を公表し、それをもとに地方自治体はその率にのっとって予算を立てることになります。

まず、地方揮発油譲与税は令和元年度決算見込みが1,800万となっており、地財計画率の96.6%を掛け、積算し、1,700万で計上いたしました。前年対比でマイナス5.5%となります。16ページ、自動車重量譲与税ですが、令和元年度決算見込み5,200万円に地財計画率103.8%で積算し、5,400万で計上しております。

3項地方道路譲与税は現在は廃止された制度ですが、過去の課税分で入る場合がありますので、存置科目として設定しております。

4項森林環境譲与税は今回の3月の補正予算から初めて計上されましたが、今後継続していく財源となります。

それから、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金はいずれも

県税を財源として交付されるもので、県から示されたものを計上してございます。

6款法人事業税交付金、税制改正に伴う新規の財源でございます。地方法人特別税譲与税の廃止に伴う市町村分の減収補填措置として法人事業税の一部を都道府県から市町村に配分を移す、そういった制度で創設されております。今年度は1,170万円示されており、予算計上いたしております。

7款地方消費税交付金、こちらも県税でございます。県の試算に基づいた計上となっております。税率改正に伴い、前年対比で21.4%の増額となってございます。内容として、一般財源が1億1,000万、社会保障財源分として1億4,500万でございます。

8款、9款は関連でございます。8款の環境性能交付金は、さきに軽自動車の環境性能割をご説明いたしましたが、こちらはその普通自動車版の制度でございます。消費税導入時の負担緩和措置として1年だけ税率を1%下げ、課税する措置がとられ、その減収分を9款の地方特例交付金で補填する仕組みとなってございます。環境性能割は前年は半年分だったものが、本年は1年分での計上となってございます。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までの質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までの質疑を終ります。

次に10款地方交付税、18ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 10款地方交付税につきまして、ご説明させていただきます。

令和2年度の国の普通交付税予算を見ますと、出口ベースでは16兆5,882億円、16兆5,882億円となっており、昨年と比較しますと2.5%の増額という状況になってございます。

このような中で、当町の令和2年度普通交付税について積み上げ試算をいたしましたところ、基準財政需要額が51億円、それから差し引くところの基準財政収入額等減算分、これは基準財政収入額にプラスもろもろ積算上差し引く項目がございますが、それを合算しますと19億円程度と見込まれます。そうしますと、差し引きで交付税として交付される見込み額が32億1,000万、32億1,000万、これは前年対比で申しますと1億3,000万の増となります。これは基準財政需要額の個別算定に係る経費の伸び率を2%とふやして計算をすることと示されており、それに基づいて試算をした分、それが約6,000万ほど増額となります。加えまして、新たな費目として地域社会再生事業という人口構造などを算定基礎とした費用が加わり、その分

で8,000万円の増となっており、それらが交付額を増額させる要因となってございます。

次に特別交付税ですが、こちらも対象事業をもうもう積み上げて試算しますと3億6,000万となり、前年対比で3,000万円の増額となります。それから、震災特別交付税のほうは復興事業の完成に伴い、今年度は37億1,500万円、前年比で9億6,000万円の減でございます。

これらトータルで見ますと交付税全体では72億8,500万円ということになり、トータルでは前年対比9.9%の減という状況でございます。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款地方交付税の質疑に入ります。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 10款の地方交付税であります。今年度1億3,000万の増を見込んでおるようですが、今後ですね、この地方交付税の普通交付税、この見通しといいますか、どのような動き、流れになっていくように考えておりますか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今年度も、やはり人口減少などを反映して、もっとさらに落ちるのかなというような予測でおったんですが、結果的に国の政策財源措置などを踏まえて、やっぱり変化が一様には見れないということが交付税の場合ございまして単純に積算は難しいんですけれども、それをあえて試算を試みた資料がございまして、これは人口減少を見通して現在のルールに単純に当てはめただけの数字ですので、必ずしも今後将来の数字とは言い切れませんけれども、その試算で見ますと今年度32億というものが、向こう1、2、3、4年ぐらいの間は31億台でほぼ推移していくのかなという試算結果になっております。

人口をもとに積算する生の数字を例えればぶつけて積算する部分で減少する部分もあるんですが、逆にその人口の減少を支える制度的な部分とかというものがあったりしますと、逆にそこがふえたりするということもありますので、非常に積算が複雑にはなるんですけども、財政係としての試算の中ではそういういた状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 我々一般的にこの交付税の算定といいますか、人口が主な要素として捉えているわけで、人口が減れば交付税もおのずと減ってくるんだろうというようなことで将来を危惧するようなところなんですけれども、今の話の内容だとここ数年、いわゆる復興が完全に終わる間あたりは何とかかんとか余り落とさないように国の方でも配慮してくれるのかなと、そんなような今感じを受けたんですが、その後はどのような感じ、流れていくか、大変難しいとは思いますが、将来大事な財源でありますので、その辺どのように見てますか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません、今、積算の内訳などをちょっと見ているんですけれども、当町の人口はもちろん減っていくという数字の中で試算はしてるんですが、どうも分母となるところの他の自治体の人口そのものも減少傾向で試算がなされていくのかなと。いわゆる国全体の人口の減少ということの中で試算していきますと本町だけが減少するということにならない傾向も、その試算の中には含まれていってるのであります。国勢調査人口の中で国内人口そのものが減少傾向にあるという中にはありますので、積算上はそういったことも含み入れながら検討していかなければならぬふうに思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、10款地方交付税の質疑を終わります。

次に、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料まで、18ページから21ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは18ページ、交通安全対策特別交付金からご説明をいたします。

11款交通安全対策特別交付金、前年同額100万円を計上させていただいております。

12款分担金及び負担金 1項 1目 民生費負担金でございますが、前年比較で1,384万3,000円の減となっております。昨年度実施した育児教育無償化により保育所使用料が減額となっております。

13款使用料及び手数料の20ページ、1項 2目 農林水産業使用料が減額となっておりますのは、塩水取排水施設の使用料を昨年実績に合わせて減額をさせていただいたものです。3目土木使用料は比較で1,196万6,000円の減額となっておりますが、2節住宅使用料の町営住宅使用料と過年度分の使用料が増額となっているものであります。

続きまして21ページ、2項手数料で比較が3目衛生手数料で670万ほどふえておりますが、2節清掃手数料のごみ処理手数料が増額となっております。これは昨年度スタートいたしました指定ごみ袋の料金改正により前年当初と比較しますと680万ほど増額となっております。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料までの質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。20ページの土木使用料の中で住宅使用料、町営住宅使用料と過年度

町営住宅使用料771万6,000円出ておりますけれども、以前から住宅公社に委託なされてるわけですけれども、数字が、過年度分が動きが少ないようなんですけれども、これは去年の額からまた繰り越して770万が、同額ぐらいかなと思ってますけれども、この辺のご説明をお願いいたします。

それから、定住促進住宅使用料が153万6,000円入ってますけれども、以前聞いたときはたしか3件ぐらいあったのかなと思われます。ここに何世帯あるのか、その辺お聞かせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問は2点でございました。過年度分の増減はということだと思いますが、昨年度予算のベースで470万ほどですので、300万ほどふえてございます。

それから、定住促進住宅でございますけども、現在5世帯となってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 300万ほどふえてるということなんですけれども、これ委託して、でもこのぐらいふえてるということは委託をした効果がどこにあるのかなという思いがしますけれども、これからこの年々ふえていくと大変になります。この辺を、どのような努力をもってこれを減らしていくのか。ずっと委託して、もうこの額がどんどんふえていく可能性、去年よりこしが300万ふえていくと、そういうペースになっていくのかと危惧されますけれども、お願いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） どういうふうに答えたらいいのかちょっとわからないんですが、当然住宅に入居される方は低所得者ということで、ほぼほぼ年金住まいの方もいらっしゃいます。入居したんだから無理無理家賃を集めろという意見もあるかもしれません、残念ながらそもそもいかない世帯もございます。実はこの滞納なさってる方の中で、やむなく生活保護を受給されてる方もいらっしゃいます。当然そうなりますとなかなか決まりきった扶助費の中で急激に滞納されてた部分を納めるというのは、当然これは不可能なことでございますので、ここは時間をかけてゆっくりやらざるを得ないだろうと。余り無理してやりますと、今度は自己破産をされてしまうことも十分考えられますし、そういう例もございますので、そこは言葉悪いですが、我々はマチ金ではございませんので、無理無理回収に向かう必要はないくて、逆に生活の安定を第一に考えるべきだというふうに考えてございます。

それと公社への委託の部分は歳出のほうでよろしいかと思いますので、その点で、その時期にお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） よろしいですか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それから、定住促進住宅使用料なんですけれども、2軒ということでした。

（「5軒ですよ」の声あり）私の聞き方が悪かったんですね。2軒でなく5軒……（「5世帯です」の声あり）5世帯ですね。歳入のほうで過疎債で観光振興事業過疎債で2,570万、限度額、起債を起こしますけれども……。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川委員、第3表地方債については、この後の16款、21款、21款ですね。町債でお聞きいただければと思いますが、どうしても今言わなければいけない質問ですか。（「いいです。じゃそちらのほうで」の声あり）

ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 20ページの使用料のところなんですが、スポーツ施設として昨年、平成の森野球場なんかは電光掲示板もつけられましたし、シートも快適なシートがついたわけなんですけど、そういった使用料ですね、この中に、どこかに含まれているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。せっかく立派なものつくったんで、今までイースタンリーグとか高校野球の試合なんかもありましたけど、あと独立リーグなんかも去年から始まってるようですが、そのあたりで使用料はいただけるのかどうかですね。

それと、あと松原公園も完成して1年以上たってるので、私も町の中をちょっと車で走りながらもちょっと横目で見てはおるんですけど、余り野球場、陸上競技場が利用されるような光景を目にすることができないんですが、松原公園なんかももっと使用を促して使用料いただけるようなことができないのかどうかですね。そのあたり、使用料として何か徴収ができるめどがあってここに計上されてるんであれば、その内訳なんかも教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） こちらに掲載されている使用料につきましては、平成の森とスポーツ交流村に関しましては指定管理者制度を導入しておりますので、会計は独立しているということでこちらの一般会計の歳入予算には含まれておりません。

それから松原グラウンドについては、これは都市公園条例の中で運用されております。それで使用料というのは、一般の町民の方々がマラソンするとか、散歩するとか、野球をするとかという場合においては、使用料は徴収されておりませんので、こちらにも掲載されておりません。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1点だけお聞きしたいと思います。20ページ、3目の3節ですか、駐車場の使用料なんですが、今、免許証返納とかそういった部分があると思うんですけども、駐車場を使ってる住民の方の数というのは減ったんでしょうか。昨年から減ってるような傾向でしょうか。まあ見込みだと思うんで、その辺わかつていたら教えてください。

あと、過年度分ということで57万2,000円ですかね、この分あるんですが、これは未収だった部分の駐車場の部分なんですか、ちょっと私わからないもんですから、この辺2点ありましたが、教えてください。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般の駐車場の使用台数というのは、それほど増減はございません。一時期、最初は家族で1台だったんですが、複数台所有するということで一時期増加傾向にありましたが、今は頭打ち傾向なので多くは変わってないというふうにお考えいただければと思います。

それから、過年度分の駐車料金、要は滞納したということでございますので、本年度も含めて約50万円いただいてない分があるということでございますので、来年度も引き続き回収に当たることになるかと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 回収というのは住民の支払い条件に沿って回収していくというような、強制的に回収するというような方向ではないと思うんですが、その辺の町の考え方教えてください。

あと、先ほどやっぱり災害公営住宅は高齢者が多いですし、あと免許証の返納もあると思うんです。やっぱりある程度災害公営住宅の入居者が安定して、これから高齢者がいろんな状況の中で減っていくと、やっぱりこの1,100万という駐車場料金も減っていくのかなというような今後の推移というのがあると思うんですが、とりあえず一番聞きたいのは免許証返納ですね。もう私は年なんで運転免許証、もう要らないんだと、こういった状況というのはわかつてたら教えてください。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高齢のため免許証を返還して、なので駐車場の契約を解約をするというケースはまだ出てきてないという状況でございます。

それから、家賃の滞納対策でございますけども、ことしの資料なんですが、月ごとの収納率といいますか、それを見ていきますと一つの法則といいますか、それがちょっとかいまできますので、昨年度の分も調べながら、一応そういう傾向がある、本当にそうなのかという

ことを検討してまいりたいと思います。これから年度末にかけて滞納部分もございますので、まあ滞納整理というわけではないんですが、納入の強化といいますか、そういう活動をさせていただきます。

その影響かどうかわからないんですが、実は10月までは98%とか97%の収納率となってございますが、年末年始を迎えると多分いろんな出費が重なるとは思うんですが、極端に納入率が低下してまいります。多分ここが一番の肝となる部分なのかなと思ってます。もしかすると3、4、5と出納閉鎖期に向けて、収納率のアップを図ったその効果が約半年しか実は効果がないんだろうかと。そうすると9月、10月にもう一度そういう活動をすると、もしかすると年末年始にかけての収納率が余り低下しないで済むんじゃないかなというふうに考えてございまして、いずれこれまで入居始まって5年でございますので、5年間のデータを見比べて本当にそうであれば、これまで年度末に集中していた分を年度中間にそういう活動をすることによって滞納を防げるのかなというふうに考えてございますので、新年度に向けてもう少しこまでの過去のデータを分析しながら収納率の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 住宅の滞納の分まで説明いただきました、ありがとうございます。なかなか町民の生活大変だと思いますので、町民の状況を把握した上で、こういった返済がおくれてる分の回収というのは注意深く状況を見ながらやっていってほしいと思います。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問に答えてない分がございましたので、追加させていただきます。  
毎月、月々、例えば月3万円程度の家賃だとしても、なかなか2カ月分6万円と一度に難しい方も当然いらっしゃいますので、これまででも多分100万円近くいった方もいたんですが、毎月分割払いということで現在多分数万円まで納めていただいた方もいらっしゃいますので、当然支払い能力に応じて家賃の徴収はしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 同じ20ページなんんですけど、今、道路使用料等いろいろ見てたんですが、河川の占用料1,000円ですか、この内訳を教えていただきたいと思います。

といいますのも、一般質問で用水堰の関係でいろいろ議論したんですが、占用を取らないとうまくないというようなことを言われてますので、その中の対応なのか。そして、今現在河川の用水、取水のために申し込みがどの程度来てるか、その辺の内容を教えてください。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この1,000円は頭出しという意味で、特にいただいてございません。

それから河川占用に関する申請の状況でございますけども、ゼロでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 ゼロといいますとゼロ。そうしますと例えば、もぐりでやってる場合、課長は取り外してもらわなきゃないということを強く言ってましたので、そういう状況が発生したらやっぱりそういう状況になるんですかね。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川の管理上、今次の洪水を見たときに、そういう構造物が多々あることによって、かなり被害が発生をしてるという状況にございます。その施設の大部分、ほとんどそうなんですけども、経過は不明ですが、占用申請が出されていないと。もし治水のことを考えるんであれば数多くじゃなくて、どこか1カ所に集中をさせて、そこをしっかりと守る、それが多分河川管理者としての指導するところだろうというふうに考えてございます。そういう意味で、治水だけ考えればそういう余計な施設はないほうがいいという発言でございますので、決して管理者であるので大手を振って不法なものは全部撤去しろということではないので、そこはご理解いただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時22分 休憩

---

午後2時39分 再開

○委員長（後藤伸太郎君） 再開いたします。

次に、14款国庫支出金及び15款県支出金、22ページから28ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、22ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金全体では、全体の比較でマイナス6億2,500万減額となってございます。農林水産業施設災害復旧費負担金、22ページをごらんいただき

たいと思います。申し上げたのは、14款の1項国庫負担金全体で6億の減額となっているということでございますが、その減額の大きなところは3目の災害復旧費国庫負担金の中の農林水産業施設災害復旧費負担金のところでの内容が出ております。まずもって減額は6億ですが、大きいものとしては農林水産業災害復旧費で106億の漁港防潮堤の復興事業であります。とりわけご注目をいただきたい項目が過年度の農林水産業施設災害復旧費負担金で7億6,400万ほど計上してございます。さきの補正予算の中で令和元年度の漁港事業で前払いをしておきながら補助金が翌年度に入る施越事業があるということをご説明いたしましたが、この7億6,400万がそれに該当するものであります。つまり今年度、令和2年度に歳入として入ってきますが、支払い自体は令和元年度で行ったものということでございます。

できれば、3月補正で財政調整基金を4億取り崩しておりますので、財調を維持する上では当初予算で基金に積み戻しきれは理想的ではございましたが、令和2年度の予算を組む上では財源不足を補う形で予算編成をいたしており、積み戻しはしておりませんので、ご了承をいただきたいと思います。

続きまして、2項国庫補助金でございますが、2目の民生費国庫補助金で比較が915万3,000円の減となっております。これは前年度にあった歌津地区の放課後児童クラブ施設の改修補助金分が今年度は少なくなつてると、減となっているものであります。

5目土木費国庫補助金でございますが、比較で2億8,900万の増となっております。これは2節道路橋りょう費補助金の社会资本総合整備交付金が増額となっているものであります。内訳は横断1号線、歌津跨線橋、それから平磯線、蒲の沢2号線に係る財源であります。

7目の災害復旧費国庫補助金1節その他公共施設・公用施設災害復旧費補助金9,372万の減は、屯所の整備箇所数が昨年より少なくなったことにより事業予算が減少しております。

めくっていただきまして、24・25ページ、15款県支出金に入ります。1項県負担金は国庫負担金事業と対になっておりまして、収入される民生衛生事業に充当される財源であります。前年比較で2,227万の減となっております。変動要因は2節の児童福祉負担金の子供のための教育・保育給付費負担金で民間保育施設への給付で1,100万ふえて、3節災害救助費負担金で仮設住宅解体費用等3,300万の減となっております。

それから26ページをごらんいただきたいと思います。26ページ。2項県補助金の、失礼しました。25ページから始まってますね。2項の県補助金の1項総務費県補助金の比較で4,892万5,000円の減となっておりますのは、昨年度はバス運行維持対策費補助金で2,100万ほど、それから旭ヶ丘の集会所整備に係る補助金が昨年度ありまして、その分が減額となった差でご

ざいます。26ページ、4目農林水産業費補助金で3,624万の減、3節の漁港関係の事業量の変化に伴うものでございます。7目教育費県補助金では、比較が7,373万9,000円の減となっております。こちらは2節の小学校費、それから3節の中学校費補助金で徒步通学開始に伴い、スクールバスに係る補助金分が減額となっているものであります。

15款3項委託金の1目総務費委託金、比較で2,140万7,000円の減でございますが、昨年は、昨年といいますか令和元年度は県議選、それから参議院選の委託金がございましたが、その分の差額となっております。4目復興費委託金、こちらの比較では5億3,300万と大幅な減となっております。これは中橋など大きな事業の事業量が減少したものに基づくものでございます。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、23ページの土木費国庫補助金、5目の1節住宅費補助金、木造住宅耐震診断助成事業補助金、その下、木造住宅耐震改修、その下、民間建築物吹きつけアスベスト、その次が危険ブロック等とありますけれども、昨年も同額ぐらいがことし、昨年、ことして入ってますけれども、昨年と同額ぐらいなんですけれども入ってきて、この事業の、そのまんま事業者に、対象者の方にスルーしていくのか、その辺の内容をお聞かせください。

それから、27ページの7目教育費県補助金の中で2節、3節、小学校費補助金、中学校費補助金、これ就学支援事業費補助金、被災児童の人たちのバスの補助金だと思いますけれども、バス、復興事業で交通バスやってる、ことし廃止、管内の様子ですね、廃止しているところ、バス利用を廃止しているところがあるのか、また現在もやっているのか、その辺わかつての範囲でお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 土木費の国庫補助金、住宅費補助金でございます。昭和56年の7月以前に建てられた個人の住宅、現在の耐震基準に合致しない部分の耐震診断を行う費用が1つ目の診断事業でございまして、総額で約14万2,400円、公のほうで負担をすることになってございます。そのうち国から2分の1をいただくと、それから県から4分1いただいて、あとの4分の1が町が負担をし、さらに個人の方が3,000円ほど負担をして診断事業を行うという内容でございますので、スルーというよりも国・県・町のお金を、3者の補助金を合わせて委託業者にお支払いをするという内容でございます。

それから、耐震改修工事でございます。診断によって危険だと判定された住宅を改修する場

合、やはり国の補助金、県の補助金があるということで、国が12万5,000円、県が7万5,000円、約20万の補助金があるということで、これは直接個人の方、工事をされた方に直接お支払いをいたします。

それからアスベストについても、同じようにアスベストの吹きつけがある建物の所有の方がもし調査をするというのであれば、上限25万円について補助をいたしますという内容でございます。

それから危険ブロックの撤去事業、上限額15万円でございますので、その2分の1を国が補助をするというものでございます。そのため、ブロックについては2件ほどを計上してございます。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） スクールバスの管内の廃止状況ということでよろしかったでしょうか。管内というのは……（「気仙沼」の声あり） 気仙沼教育事務所管内ということですね。

気仙沼市はもともと学校、今25校ぐらいあるんですが、震災によるスクールバスの運行というのは少ないところでございました。タウンシップが残っているので、それぞれの仮設住宅とかそういったところからは自力で学校に通える環境にあったわけですので、今になって復興がまだ終わらないからスクールバスを続けなきやいけないとか、終わったから廃止をするとかという状況にはないというふうに聞いております。

南三陸町は、ご存じのように50何カ所の仮設住宅から各学校に通わなきやいけないというところからスクールバスが17路線ぐらいで走っていたわけですから、年々バスの運行を縮小していくと、そういう状況になります。

参考までに、石巻管内は気仙沼と同じように余りスクールバス、震災によるスクールバスは走っていませんでした。若干石巻の離島部ではあります。ちょっと県をまたぎますが、大変なのは陸前高田だと思います。あそこは、うちと同じような状況でございます。まだまだ海岸部の工事も終わらないというところで、これからも当分バスの運行をせざるを得ないというような、この近隣の状況です。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 後ろのほうから済みませんけども、今年度、10年で復興が終わるわけですけれども、このバス通学は令和2年で、新年度で終わりにすると思いますけれども、今後の見通しはそれでいいのか、お伺いいたします。

それから木造住宅、住宅費の補助金の関係ですけれども、毎年何件かは、1件、2件は出てきてるんですけども、めどとしていつまでこれ続けていくのか。国庫、県補助がある限りやっていくのか、その辺の見通しをお伺いいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 新年度の見込みでございますが、志津川小学校学区で志津川の高台3団地の地域から子供たちは徒步で通学をするという予定でございます。したがいまして、そのエリアで今バス3路線ぐらい走っております。ですから、令和2年度は3路線バスが減ります。

それ以外の学校につきましては、もう少し工事がかかるということで今までどおり運行をしますが、各学校において、いつ徒步に切りかわってもいいように徒步の登校・下校の指導を学校ごとにやっていくというような流れで進んでまいります。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いつまで事業を続けるのかということだと思うんですが、基本的に該当する建物があるうちは、この制度は残さなければならないというふうに考えてございます。たとえ、それが国の制度がなくなても危険な建物があることには変わりはございませんので、わずかではございますが、最悪は町の単費をもってしてもするべき事業だと考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 めどとして件数押さえておりますか。今後の計画といたしまして、大体このぐらいというように押さえてるのか。教育委員会のほうなんですけれども、心配されるのは子供たちの体力なんですよね。危険だから危険だからってバスにばかり乗せていくと、毎年体力測定が子供たちはあると思うんです。それは学校の県平均、全国平均いろいろなって思うんですけども、その辺がどの辺まで、町内の学校の子供たちの体力というものは平均を上回ってるのか下回ってるのか、そういう心配がありますから、わかってる範囲でいいですので、どうなっているのか、現状でわかってる範囲でお知らせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） まず、バスを廃止して徒步に移行するためには、単に、もちろんそういう体力的な部分もあるかと思いますが、横断歩道の渡り方とか、そもそも歩道の歩き方とか、非常にやっぱり子供たちはそういったものをわからないのが実態であります。そういったまず基本的なところを練習しないと、なかなかバスをすぐとめて歩くという

ことにはならないので、それは警察署さんの指導などをいただきながら順次やっていくというところになります。

あと、体力的なことについては教育長が答弁をするというようなことでございます。答弁をするそうでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 濟みませんでした。あとで一般質問のほうでもご質問を頂戴しているので、そのときにまたお話をさせていただきますが、体力関係については、小学生も中学生も脚力というんですかね、20メートルの走りぐあい、50メートル、さらには持久走などでは全国平均とか県平均からすると少し残念な結果になっているところでございます。

ただ、スクールバスが全てではなくて、学校のほうではもちろん体育のほうでやっておりまし、また業前活動等でも行っていますので、スクールバスだけが全ての、バスがあるから云々ということではないんですけども、しっかりと学校のほうでは体力づくりのために取り組んでいるところでございます。詳しくは一般質問等でお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 対象となる家屋の数でございますが、震災前全戸調査をした段階でほぼ4割前後が該当するだろうというふうにたしかなったと記憶をしてございます。当時5,000戸余りで約3,500戸が流出したとすると残り1,500戸、その4割とすれば500戸から600戸はそういう状態になるんだろうと思いますが、いずれ古い建物については建てかえ等も進んでますので、いずれ内陸部を中心に残ってる部分からすると、やはり500戸前後は該当する建物があるんだろうというふうには考えてございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 28ページの4目の復興委託料、ここで5億3,000万の減額、そして先ほどの説明ですと中橋の工事費というような話を聞いたんですが、それで間違いないですか。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 28ページの復興費委託金の河川工事委託金、これにつきましては中橋ではなく、中橋の左右岸上下流部の現在升川建設をして工事をしております河川の護岸工事でございます。中橋の工事は橋りょう工事ということで、この工事ではございません。ただ、内容といたしましては総務課長が申したとおり、現場の事業が進んできております関係上、事業費が来年度においては大分縮小するというような内容でございます。

ちなみに、現在行っている護岸工事につきましては、ことしの秋の完成を目指して現在も工事を進めているというものでございます。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 護岸工事ということで、わかりました。中橋の建設に関してもどんどん進んでいて大体の形が見えてきたと思うんですが、その辺の完了時期、済みません、教えてください。

そして、きょうもNHKの番組で遠藤健治前副町長が語り部、朗読劇の方を祈念公園のところで案内していました。ですから9日、また一部開園ということで語り部の広場、その部分がテレビで報道されていたので、この中橋の必要性、そして中橋を渡って祈念公園に渡る、この辺の予定日程、わかりましたら教えてください。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 中橋の工事の完了時期ということでございますが、私これまでのことしの秋にはという話をさせていただきましたが、大分工事も進んできておりまして、仮の足場、ベントも取れましてというあたりで、現在当課といたしましては中橋の完成時期を令和2年、本年の9月末までにということで施工業者と、今後進んでいけば進んでいくほど細部の完成の日時、じゃ何日ぐらいというところまではなかなか申し上げられないんですけれども、進んでいけば、今後はそういったレベルでも話ができるのかなと。

ただ、現状においては9月末までにはというふうに考えております。中橋を渡って祈念公園にという時期、いつぐらいというお話でございますが、それにつきましては中橋が完成し、祈念公園が完成した後ということなので、まだ何月というのは、町としてまだ工事続行でございますので軽々に申すのもできないんですけども、ことしの秋には、橋が完成した後、そう遅くなくというふうに考えております。以上です。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 済みません。ありがとうございます。祈念公園は予定どおりことしの9月開園を目指しているということで、その辺でおくれることのないように、町民の皆さん初め町を訪れる方も南三陸町の復興祈念公園がどんな形になるかというのはやっぱり楽しみにしてると思うので、そういう分でもこういった復興工事、事故とか問題がないように町のほうには進めていただきたいと思います。決して延びることのないように頑張ってやってほしいと思います。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　スケジュール感が大事でございますので、当然意識をしながら進めております。

ただ、あえて申し上げさせていただければスケジュール感も大事なんですけれども、一番はやはり安全、工事の安全が第一でございます。今般のコロナウイルスの関係でUR、そしてCMの飛島JVのほうにも作業員の日常の検温、あとは体調の管理、毎日KYということで、朝、顔を見ながら打ち合わせをして始めるんですけれども、そういう中で現場の安全、あとは作業員の体調の管理ということについて、十分に意を、これまで以上に意を用いてということでございますので、スケジュールも大事なんですけれども、まず現場の安全、あとは作業員の安全、安心を確保しながら工事を進めていく必要があるんだろうというふうに認識しております。

○委員長（後藤伸太郎君）　ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員　25ページの総務費県補助金の総務管理補助金の中で次世代自動車技術実証推進補助金200万ほどあります。この経緯と、多分前年度から継続してやってると思うんですけども、いろんな課題とかあると思うんですけども、補助金だけで済むのか、あるいはまたそれに見合った成果を得られているのか、努力しなきゃいけない点があつたらお願ひします。

○委員長（後藤伸太郎君）　企画課長。

○企画課長（及川　明君）　次世代自動車技術実証推進補助金、まあいわゆる今年度から取り組んでおりますスマートモビリティの実証事業の県の補助金でございます。補助率につきましては2分の1でございまして、事業費とすれば歳出で出てきますが、418万ほどというものです。今年度につきましては、ご承知かと思うんですが、電気自動車、1人乗りの2カ所で4台、それぞれ貸し出しを行いました。実際の利用者は、思ったほどの利用は実際は至らなかつたと。期間中25名の利用者だったと。特に利用者にアンケートをしておりますが、やはり1人乗りであるということで、どうしても2人で周遊をしたいというときに難があると。それと極力余計な設備をつけていないタイプの車だったんですけども、夏場に実施したということもありまして信号待ちとか一時停止のとき、非常にエアコンありませんので暑いといったような課題も寄せられております。ただ、全体的な25名の満足度については非常に高かったです。課題はあるものの高いという結果ではございました。

そのほかに産業フェアで歩行領域のモビリティと、あと三輪車の試乗会も実施しました。こちらのほうは全体で62名の方にご利用いただきまして、こちらも比較的年代の高い方も含めて利用できるタイプでしたので、アンケートの結果を見ても満足度が非常に高いという状況

の結果になっております。

そういうことを踏まえまして、来年度につきましてはいわゆる歩行領域、立ち乗りタイプと座り乗りタイプ、いわゆる座り乗りですとご高齢者の方々が利用できるようなタイプのものをお借りして実証事業をやっていきたいなというふうに考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 去年はそういうことだということはお聞きしてました。次世代の自動車ということで今日進月歩で、これをやってるうちに、もう次のを多分開発してると思うんですが、いろんなことを乗り越えて、この町のために、今実証試験ですけれども、2分の1負担ということは町の負担もあるわけなんですが、これを機会に、ぜひエコなまちづくりの観点からして、あとは私もいつも言ってますけれども高齢化社会になるので、これはまだ免許必要だと思うんですけれども、できれば自動運転とか、いろんなことで進んできますけれども、そういうのを取り入れるための最初の実験、入り口だと思って鋭意努力していただきたいと思います。途中で諦めることなく、これをこの町の特色とするように頑張っていただきたいと思いますけれども、企画課長としての考えはいかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 本実証事業につきましては、令和5年の3月まで、令和4年度までの少し長い期間の協定を締結させていただいておりますので、そういう中でいろんな課題を、それぞれ取り組んでいる女川さんとか、あとは全国的なモビリティの協議会での意見交換、そういうものを踏まえてメーカー側のほうも既にいろんな動きをしているようとして、例えば今回入れましたH a : m oという1人乗りタイプは、ことしのオリンピック終わった後には各自治体から要望のあった2人乗りタイプを実際販売するといった方向にも少しづつ動いてきておりますので、あとは肝心なのはそれをどのようにどこで走らせるかという法体系、いわゆる道路交通法の問題等、そういう問題の解決に向けた動きを関係者一同知恵を出しながら、頭をひねりながら考えていくべきかなというふうに思ってます。

○委員長（後藤伸太郎君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 開発いろいろ進んでると思うんですけども、例えばこの町にあった坂道とか買い物難民と言われる人たちが利用できるようなあれにもっていけばいいのかなと私は考えてますけれども、今の段階でそういうふうにした場合いかがでしょうか。開発者じゃないんで大変だと思うんですけども、そういう見通しとかいかがでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 開発といいますか、特に高台と商店との距離感をお年寄りの方に少しでもなくしていただくという部分の課題もありますので、今年度はそれをまず一つ取り組みたいということで、高齢者のデイサービスを担っております社協さんあたりと連携を組んで座り乗りタイプの買い物という中での手段としての活用の実証をやりたいというふうに現在計画しております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

まず、23ページ、3目保健衛生費補助金について伺いたいと思います。ここに感染症予防事業費等補助金とありますが、この詳しい内容を伺いたいと思います。

次に26ページ、林業費補助金について伺いたいと思います。森林病害虫等防除の補助金、これは多分松くいだと思うんですけど、今回90万の補助金があります。そこで歳出見たら120万ぐらいになってるんですけど、そこで伺いたいのは現在松くいの対応というか、処理状況といいますか駆除状況はどのような形で進んでいるのか伺いたいと思います。

あと、3点目、その下のページ、前委員も聞いてたスクールバスについてなんですが、バスの補助金、今回こういった補助なんですけど、将来的って申しますが、今後、現在小学校・中学校別のルートでしているやつを、小中一貫じゃないですけど同時に同じバスで通学というか、そういうことは可能なのかどうか、その点伺いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 感染症の補助金ということで、通常の感染症の予防の財源ということでおおむねこのふうなものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 森林病害虫防除事業の補助金でございます。これにつきましては、神割崎、ひころ、尾崎、これの松くいの地上散布の経費でございます。国2分の1、県4分の1事業といいます。

町内の松くいの駆除の状況なんですけれども、基本的には緊急性のある公共施設、道路等も含めてもそういった部分は町と森林組合が協力して町の経費で、その都度伐倒駆除しているというふうな状況でございますけれども、基本的には民地の倒木のおそれのある部分というのは民でやっていただくというような基本的な考え方でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 小中が同じバスでということですが、それは理想ではあると思

いますが、現実的には幾つかの課題がございます。バスの大きさももちろん影響してきますが、朝は小中一緒でもいいんですが、夕方というか下校時が小中違うし、また学校ごとに違いますので、その辺難しいのかなということでございますが、同じバスで、小中それこそ世代間交流しながら通えるというのはいいことだなとは思いますが、課題も多いというところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 感染症予防に関してなんですかけれども、従来の一般的なやつということなんですが、現在このように騒がれている部分の、現在決まってはいないんでしょうけど、そういう補助対象というか、そういったところの受け皿みたいなのはどういったところになるのかだけ伺っておきたいと思います。

あと、松くいの関係なんですけど、ただいま課長の答弁ですと公共施設ということで、実は私も先月かな、半ばころ、神割のあの割れ目から朝日が出るということで幾度か行つたんですけど、その折にキャンプ場内少し見させていただいたんですが、大分すっきりというか、ほぼほぼ駆除したのかどうか、その点だけ神割崎に関する駆除状況を伺いたいと思います。

バスの件なんですけど、大きさという今課長の答弁あったんですけど、私、現在走ってるバス、うちの前通るバス見る限りではいっぱい大きいバスで、うちらほうのルートに関しては走ってるようです。それにつけても、スクールバスに関してはいろいろ費用の面もあると思うんですが、そこで伺いたいのは、今回こういった補助で予算、歳出計上なってるのが1億幾らなんですか、その差額分は全部町の手出しの分なのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 委員おっしゃりたいのはコロナウイルスの経費かということなんだと思うんですけれども、一般質問されている議員さんがおりますので余り深くは申し上げないんですが、感染症対策と申しますのは基本的には都道府県の事務になります。ですので、そういった防疫も含めて基本は都道府県が全て予算措置をし、対策を講じていくということになりますので、今後国会等々において新たな施策が出るというふうなところが報道にもありますけれども、その段階でどのようなものになるのか、ちょっと見えないんですが、現在のところでいえば、そもそも法律等のつくりが基本は県だということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 伐倒駆除につきましては、緊急性ある部分はその都度対応しますし、地区エリアごとにやっていくというふうなことを中心に計画を進めております。

ちなみに、今年度に関しましては、来年度に関しましては田東山を中心にやっていきたいと考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 差額分につきましては、お見込みのとおり町負担ということですございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、9ページの債務負担とその下の地方債のほうから……（「それはまだです」の声あり）歳出の絡みがあれば、まだということなんですけれども……。

○委員長（後藤伸太郎君） 地方債は21款の町債です。

佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 それでは、私のほうから1件だけお願いしたいと思います。

23ページの住宅費補助金ということで、先ほど課長申されましたけれども木造耐震の改修の件なんですが、その下の民間建築物アスベストの調査事業費ですか、せっかく耐震改修やるんであれば、多分外壁等も工事に入ると思うので、民間ならず一般住宅も対応していただけないかなと、こう思うわけなんですが、2006年以前の建物は、ほとんどもうアスベスト使っております。そこで、せっかく住宅改修をやるんであれば、そこにも補助的なことを考えられないのかなと、こう思いまして発言させていただきました。

○委員長（後藤伸太郎君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建材にもアスベストは含まれているものはまだまだ使われてありますので、その点のことかなと思うんですが、あくまでここで想定しておりますのが吹きつけしたものということで限定をされておりまして、建材等については製造番号なり製品名がわかれれば含まれてるかどうかの判断が多分できるということになっておりますので、そこは対象外ということでご理解いただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） なければ、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を終わります。

次に、16款財産収入から21款町債まで、28ページから36ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、財産収入からご説明いたします。28ページですね、ごらんをいただきたいと思います。

16款1項1目財産貸付収入、比較の欄を見ますと660万ほど増額になっております。こちらは土地の貸付収入で610万、それから建物の貸し付けで50万とそれぞれ伸びております。増額といたしております。

30ページをお開き願います。こちら2項2目ですね、不動産売払収入で3,670万ほど増額となっております。内訳では土地の売払収入ですね、1節の土地売払収入のほうで移転促進団地売払収入3,960万となってますが、これは前年対比で2,600万ほど増額となっております。そのほかに樹木の売払収入、2節ですね、こちらで1,000万ほど増額となっており、合わせて3,600万の増額という内容でございます。

次が17款寄附金、寄附金はごらんのとおりですが、3目の教育費寄附金の中で前年度はゼロですが、今年度1,540万、こちら以前の予算の中でも一度出てきておりましたが、シンガポール赤十字からの寄附金1,540万であります。これは図書館の備品や、あるいは新しく図書購入をするための財源として活用するものでございます。

18款繰入金でございますが、31ページの内訳をそれぞれご説明いたします。

まず、1目緑豊かで活力あるふるさと創造基金、これはチャレンジ農業支援事業を初め8事業に活用するものでございます。2目のほうはふるさとまちづくり基金、こちらは志津川高校の魅力化事業を初めとする7事業に活用するものでございます。それから4目の人材育成基金のほうは看護介護学生等就学資金として活用するものであります。震災復興基金繰入金3,800万、こちらは戸倉、追悼の場整備など2事業で活用するものでございます。6目復興交付金基金繰入金、こちらは漁港事業など復興事業で17事業に活用をする計画でございます。7目地域復興基金繰入金、こちらは伊里前南側工事を初めとする12事業で活用する計画でございます。減債基金繰入金のほうは災害援護資金の償還でございます。9目被災市街地復興土地区画整理事業基金繰入金、こちらはそのままの事業、その名称の事業の中で活用する計画となってございます。消防施設整備等基金繰入金、こちらは消防団の防火衣、防火服の購入に活用いたします。公共施設維持管理基金、こちらは松笠屋敷の屋根の改修工事に充当する計画でございます。

めくっていただきます。繰越金、19款繰越金1項1目繰越金で1億6,000万でございます。こちらは前年度予算3月補正の中で予備費で施越分に充てる財源として3,200万ほど見込んでおりましたので、今年度歳計剰余金が出た場合に、その中から1億6,000万を繰越金として見

込んで予算を立ててございます。2分の1相当額を見込んでいるということになります。

それから、続きまして33ページの諸収入の雑入でございます。4項雑入でございますが、1目給食事業収入は児童の減、児童数の変化に合わせて減となってございます。2目雑入、前年度比較で639万の減。昨年度、伊里前の防火水槽移転補償1,000万が入っておりましたので、その分が今年度減となります。そのほか35ページ、6節の消防基金助成金、ここでは100万の増、これは先に出てきました消防防火衣の購入において公務災害補償基金のほうからの助成が100万円入るということです。そのほかに8節の区画整理事業精算金で、ここでも100万の増となってございます。それら合わせて639万の減ということになります。

36ページをごらんいただきます。町債です。こちら、第3表の地方債のほうで詳しく申し上げましたので、この説明欄と比較しながらちょっとごらんいただきたいと思います。

廃棄物処理事業債はバイオガス事業に係るもので、次の廃棄物処理施設整備事業はクリーンセンターの設備更新、その下のし尿処理施設の分は衛生センターの設備の更新とご説明をしてまいりました。次の以降につきましては、右側の説明欄のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤伸太郎君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、16款財産収入から21款町債の質疑に入ります。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 ちょっと2点お伺いしたく思います。

まず、28ページの財産貸付収入のところで土地建物貸付収入610万円増、それから建物貸付収入50万円増ということですけど、どういった内容なのか、もう少し詳しく教えていただきたく思います。

それから、30ページの寄附金のところでシンガポール赤十字寄附金ですが、これは私の記憶ですと総額たしか4,000万円何がしの寄附金で、その残金がまだ未収だったというようなことだったと思いますので、その金額が出たり消えたりして、また出てきてると思うんですが、寄附金なんで非常にありがたく頂戴すべきものだと思いますけど、この用途ですね、書架もあったかと思いますけど、ほぼほぼ生涯学習センターでき上がってますので、書物を追加で買うのかなというふうな話も今説明にありましたけど、書物、今どれぐらいの、何万冊あって、キャパシティーとしては10万冊ぐらい入るようなことで説明があったと思いますけど、その書物なんかどれぐらいふえそうなのか、何か見通しがあれば教えていただきたく思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 土地建物貸付収入の増額でございます。土地貸付収入については、震災によって町有地の貸し付けがふえてることでもあります。それから防集団地分の貸し付け件数がふえてるというものとか、それから電柱貸し付けの部分ですね、そういう部分もふえております。現在220件ほどのものでして、どれがどうふえるというのはちょっと申し上げられませんが、決算上のベースでも今回の予算に到達してる状況でもありますので、このぐらいの増額とさせて、予算計上とさせていただきました。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） シンガポールからの寄附金でございますけれども、大枠で4,000万円という協定の締結をしております。寄附の予算額が4,000万円、そのうち平成29年度に1,056万円を使用して蔵書管理システムというものを導入しました。それから、平成30年度に図書館の閉架書庫を備品として購入しております、それに1,404万円、残金が1,540万円ということになります。そのうち、540万円を書籍の購入に充てるということで来年度の歳出予算に組んでおります。

その書籍、どれぐらいの数かといいますと、恐らく大体3,000冊から4,000冊、本の種類、金額にもよるんですけども、金額ベースにしますと大体それぐらいなのかなというふうに考えております。以上でございます。（「現在の蔵書数ってわかりますか」の声あり）

現在の蔵書数は、今年度およそ2,000冊、もう購入しておりますので、およそ6万5,000から6万6,000、寄贈された書籍もかなりございますので、全て購入したわけではないということになりますけれども、恐らく6万5、六千冊ということになると思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 では、それと合わせて今度新たに買う3,000あるいは4,000冊程度合わせると7万冊ぐらいのところまでいくと。これはどうなんでしょう、今後まだまだふやしていくような考えがあるのか、7万冊ぐらいでほぼほぼいいのかなというところなのか、そういったちょっと感触といいますか考えがもあるんであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと土地貸付収入ですね、220件ぐらいあるということでしたけども、これ平米数でいえば何平米ぐらいの面積の土地が新たに貸し付けされるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 生涯学習センター図書館の蔵書能力、閉架書庫も含めて蔵書能力はスペック上は10万4,000冊なんです。しかしながら、先ほどお答えした6万6,000冊とか

7,000冊という数字はあくまでも資料として登録したものでございまして、実は引き取ってくださいということで引き受けた本の中で、まだ登録できていないものが多数ございます。その数がちょっと今のところ不明なんです。要は震災のころから多数の本をいただいておるんですけどけれども、同じ本であったり、あとは古い本で、とても修復しないとお見せできないような本であるとか、そういったものも含めると、恐らくそれが3,000から5,000冊ぐらいはあると思うんです。ご承知のとおり、建物については特殊な構造をしておりますので、壁面そのものが、壁そのものが棚という形になっておりまして、手の届かない上のはうまで棚がございますので、そういったところも埋まって10万4,000冊のスペックです。ですから閉架書庫があって、そこ以外の高い棚については準閉架という形で、これはお貸しできない本を置くという形になります。

ですから、今後ふやしていくのかどうかといいますと、当然自然にふえていくと考えておりますし、それから毎年のように予算額を300万程度見込んでおりますので、毎年1,500から2,000冊はふえていくのかなと。これは予算の範囲内ということで予算がある限りですけれども、それから年数がたてば当然処理、処分しなきやいけない本も出きますので、そういう棚卸しもしながら施設に合った形での蔵書管理をしっかりしていきたいというふうに思っております。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 先ほど申し上げました普通財産の貸し付けの件数は220件で、大きさとしては71ヘクタールになります。以上でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 30ページ、17款寄附金です。2の総務費寄附金、この部分にふるさと納税とあと災害復興寄附金がありますが、収支が減少している中で町ではふるさと納税の増収、その辺の考えはあるのか。あと、このふるさと納税の件で今年度に問題が発生しましたが、その問題処理は順調に終わったのか。あと、震災寄附金、これはたしか年度末ぐらいに全部を総計して住民のほうに還付されるような形のものだと思うんですが、大体想定として、上がったり下がったりはあるんでしょうが、見込みとして1,000万ということでしょうか。その辺お聞かせください。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ふるさと納税の関係でございますが、ふるさと納税の収入増ということなんですが、現在直営で実施しております、直営の職員が担当者、ほかの業務と掛け

持ちの中、やってる状況では結構厳しいんだろうなというふうに思います。来年度につきましては、債務負担行為のところにも計上いたしましたが、発送業務とかそういった細かい事務処理につきましては委託業務に切りかえていこうと、そして返礼品の掘り起こしなども一緒に行いながら収入増を図っていきましょうという来年度からの取り組みを計画をしているところでございます。

それと、今年度起きました問題の関係につきましては、早い段階で全て終わってございます。実はいろんな返礼品の発送がおくれたとか、そういう影響が今年度の寄附金に影響するのかなという、それが一番怖かったんでございますけれども、11月末現在だけで見ますと昨年よりも件数、金額とも上回ってたということで、その影響というのはなかったのかなと。

ただ、全体的な傾向としまして2月末時点を見ますと昨年度よりは件数、金額とも減っているという状況です。一番はいわゆる12月の寄附額で件数、寄附金とも昨年と比べると非常に下がったということで、今年度は秋に台風19号やそのほかの災害の関係で、そういったところに最初に寄附に走っていったのが原因ではないかなというふうに思ってます。

来年度は先ほどの委託業務の取り組みとあわせて、議会の中でも少しご指摘がございましたが、特定の使途を明確にした寄附金という部分、いわゆるクラウドファンディングといったものにも取り組んでいく予定となっております。

それと3つ目のご質問、寄附金につきましては、支援金ではございませんので住民の方に配分するということではなく、一旦積み立てた上で復興に資する事業に充当していくといったような性格でございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 浩みません。ちょっと勘違いしてました。勘違いしてましたというよりも、この資金の使い方というのがわからなかつたもので、寄附金という形の名称だったんで町民へのかなと思いました。大変失礼しました。

あと、ふるさと納税に関しては問題があったけれども、とりあえずは納税してくれた方に迷惑かけないような形で事務処理を終えたということで、それはよかったです。

しかしながら、12月の台風19号、そういった問題の中で12月の納税額が落ち込んだと。その辺はやっぱり町の状況とか、いろんな問題が発生するとやっぱりなかなかその辺の手が回らないとか、あと逆にそういったのが発生すると南三陸町というのはふるさと納税の形も出てくるのかなと思います。今、課長申したのは委託業者にということで返礼品も委託業者に全部やってるけども、そのシステムも基本的にはほかの自治体を見ると専門の業者ですね、楽

天とかいろんなそういったところに委託して、宣伝から受け取りとか、あと発送まで全部そこがやると。だから、それが逆に地元の業者で私はあってほしいなと。そういういたノウハウを、逆にそういういた楽天とかいろんな発送するシステムがあると思うんですけども、その辺を学びながら町と委託業者でその辺うまくやっていたら収入減を幾らでも補うだけの収入がふるさと納税から出てくるのかなと思います。

そして、大阪のある自治体は何百万とか、それは基本的には総務省のほうで宣伝の仕方も返礼品の仕方もだめだったんですが、基本的にやり方次第では增收がなるんじゃないかなと私は思ってるんですが、担当課は大変だとは思いますが、その辺の取り組み、ことしへ少し頑張っていってもいいんじゃないでしょうか。その辺最後にお聞きします。

○委員長（後藤伸太郎君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）先ほどもお話ししましたが、私も個人的にふるさと納税やってます  
が、返礼品が入ってくる日にちまで非常に早いというのが大体の自治体なのかなというふう  
に思ってます。お話を聞きますと、やはりそういういた発送も含めて事務処理については、ほ  
とんどが委託すると。当町でさえも12月だけで寄附の件数が500件から600件まで集中します  
ので、全体の5割から6割ぐらいがその12月だけに集中するということも踏まえまして、現  
状では直営でやってると兼務職員の担当のほかに、ほかの職員まで3名、4名で読み合わせ  
をしたりいろんな発送したりとか、そういういた対応もしておりますが、来年度は当課におい  
ては10月1日の国勢調査というのも控えておりますので、そういうことを踏まえますと、  
今後においても一定の民間事業者ができる部分は民間事業者でやっていただくという基本原  
則に立ち入った上で効率的な行政運営を進めていかなければなど。そういういた中で返礼品の掘り  
起こし、我々が今できていない部分ですが、そういういたものも踏まえて町内の埋もれてる産  
品を、少し光を当てるような形の業務も含めて町内の事業者に取っていただければなおいい  
んですが、そういういた委託業務を発注していこうという考え方でございます。

○委員長（後藤伸太郎君）千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 企画課長のその良案、できれば実施してもらって収入につなげてほしいと思  
います。終わります。

○委員長（後藤伸太郎君）ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、忘れないうちに28ページの前者も申し上げておりました財産貸付収入の  
土地貸付収入、これ220件、防集の貸し付けしてるものだと思われますけれども、ずっと貸し  
付けでやっていって、途中例えば5年後、10年後にとの分は完済しますからということが

可能なのか。途中ですね。ずっとこれが貸し付けになると、ずっと何十年も貸し付けになっていくのか、途中返済が可能なのか、その辺1点お伺いします。

それから、9ページ、債務負担行為、いいですかね、これ歳出が伴うものであれば歳出伴いますと言つてもらえば歳出で聞きます。

まずメール配信システム業務、今メール配信なさってますけれども、これ4年間でということなんですけれども……。

○委員長（後藤伸太郎君）　及川委員、もう一度ご説明しますけど、第2表の債務負担行為、9ページですね、こちらは全部歳出です。関係する款でお願いします。

その下の10ページ、第3表地方債に関しては今お願いします。

○及川幸子委員　はい、それではそういうことで廃棄物処理事業5,000万、これは8,700万の事業のうち5,000万、生ごみの事業で使うということなんですけれども、全体で今年度だけの8,700万の事業なのか、その施設をするための8,700万のうちの5,000万なのか、その内訳ですね。

それから、その下のクリーンセンターの分です。これも4,000万限度額なんですけれども、事業費が幾らかかるのか。

それと観光振興事業費2,570万、これ4,800万のうち過疎債で2,570万ということなんですけれども、この事業内容と、それから全部過疎債で来て合併特例債が漁港整備事業合併特例債なんですけれども、その以外は過疎債で来ております。この過疎債の限度額ですね、今まで借りたのも含めて幾らで、今後余力があるのか、手いっぱい借りてるのか、その辺お伺いたします。

○委員長（後藤伸太郎君）　管財課長。

○管財課長（三浦勝美君）　土地建物貸付収入の土地貸付収入の中の防集の貸し付け分でございます。現在貸し付けしている、されてる方が途中から買い取りというようなことですが、今のところ事例は見受けられませんけれども、可能であると考えております。途中での買い取りに変更ということですね、それは可能になるのかなと思っております。

○委員長（後藤伸太郎君）　環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君）　それでは地方債の、まず廃棄物処理事業の南三陸B I Oの部分ですが、8,779万円の一部の5,000万円が限度として地方債を起こすということあります。

それから、2つ目の廃棄物処理施設整備事業、こちらにつきましてはごみの搬出コンベヤー等の更新のために4,000万工事費かかりますが、その4,000万を限度とする地方債を起こすと

いう意味でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 続きまして商工債、観光振興事業債でございますが、こちらは先ほど総務課長が説明を申し上げましたが、歳出でいいと108ページになります。交流人口拡大推進事業へ充当いたしまして、その事業費が4,870万円ほどとなってございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 過疎債の制度なんですけれども、これは過疎の計画に基づいてといふことで、何でもいいというわけではないんですけれども一定の性格をもった事業について貸し付けが受けられる、財源補填もあるので有利な起債ということになりますが、その計算、どこまで借りれるのかということに関しては、機械的な計算方法がありまして口頭ではなかなか説明が難しいんですが、基準財政需要額をもとにした計算方式がありまして、その枠の中で今回貸し付けを起こしてると。今年度は過疎のハードの分で3億4,800万ほどの借り入れを起こすということになります。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 後ろのほうから財産の貸付収入なんですけれども、途中返済は可能ということなんですけれども、そのとき残った残金に利息は、無利子だと思いますけれども、それでいいのか。利息が、今まで払った残金だと思うんですけども、それに対して利息がかかるのか。一括払いに、残金を一括払いにした場合、その辺の確認です。

それから、ただいまの過疎債の関係ですけれども、わかります。ただ、その期間、期間があるはずなんですけれども、何年、これからずっと過疎債、機械にかけて出すなんて余力があるからといけるものではないと思いますけれども、めどとして何年ごろまで過疎債を使えるのか。何%を今充当して、大体でいいです。あの余力がどのぐらい残ってるのかお示しください。

○委員長（後藤伸太郎君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君） 異議なしと認めます。よって、時間延長いたします。

管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 現在、防集の皆さん貸し付けですけども、賃貸でやってるのでそ

いうことではないかと思います。そして、あと今毎月納入していただいてますけども、それあと買収したいということになれば、あとその土地の評価、その時点の評価でご提示しながらとなるのかなと思います。あとは国と財産処分を行って、そういうことになるのかなと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） 過疎対策事業債、これからどれくらいまで続していくのかというようなニュアンスのご質問でございましたが、南三陸町は震災で人口が急減いたしまして、いわゆる大もととなる過疎対策法の対応ができるということで過疎指定を受けました。震災前は過疎指定ではございませんでしたので、過疎対策事業債を起こすことができませんでしたが、今回この指定を受けたことによって、その法律の指定が切れない限りは今後ともずっと過疎対策事業債を起こしていくことが可能だと思います。

今、企画課長が指定は来年度で終わりということでございますが、昨年度も今年度も全体枠は、国全体で4,700億円でございますので、その枠内で宮城県に配分されて、その宮城県内の過疎市町村として南三陸町に配分されているといった内容でございます。

いずれ、また法律が変更になれば指定もう一度なると思いますけれども、現法律の指定期間は来年までだということでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 現在の過疎法につきましては、来年度で一旦時限立法でございますので終わると。それ以降につきましては、現在継続することについていろんな団体で活動をしてると。先般議会のほうでも要望書、意見書を国のほうに提出していただいたというものでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 最後に1点だけ。満杯に借り入れしてるので、余力があるのかというところが答弁なかったので、来年度終わりますけれども、その余力というもの。手いっぱい過疎債を使ってるのかですね、金額的に、そういうところを余力があるのか。

○委員長（後藤伸太郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） なるべく有効にということで満額、枠内の分を使っております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 29ページ、利子及び配当ということでゼロ金利の時代にこのような金利をあれどするということは各種基金の堅実、確実な運用をなされているのかどうか、1点確認と、あ

ともう一点、この配当金なんですけど、昨年と同じようなんですが、この見込みというか、本年度計上した根拠といったらおかしいんですが、そのところを伺いたいと思います。あと、もう一点、できれば全部の基金の合計額、以前に聞いたときにはどっかの資料に載ってるという説明あったんですが、もし載ってんだったら、その説明でもよろしいです。

それが1点と、あともう一件は前委員の方たちも聞いたんですけど、30ページのシンガポールの寄附金に関して、二、三点伺いたいと思います。

先ほどの課長の答弁ですと540万、書籍の購入ということで説明があったんですけど、そこで伺いたいのは教育費の寄附金、さらに社会教育費の寄附金ということなんんですけど、図書館のほうにのみの指定なのか、学校図書とか保育所等への配本等の流用というか、そういうところはできるのかどうか伺いたいと思います。

あと、もう一点、このような大きい多額の本を購入する際の発注のシステムというか、町民の方のリクエストとか入ってるのか、それとも別の何か基準でしているのか、その点だけ伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） まず、基金の総額でございますが、現段階で押さえてる数値は平成30年度末一般会計で204億5,000万円でございます。当初予算には利子及び配当金で基金利子は全て存置で計上しておりますが、いずれ入ってきた利子はそのまま基金に積むということで当初予算のシステムとして存置で計上しておりますので、その点はご理解いただきたいと思いますが、通常は普通預金か定期預金で管理ですが、以前ご説明申し上げましたとおり現在観光等振興基金、合併振興基金、公共施設維持管理基金のこの3つの基金については、債権運用を行っております。

金額でございますが、観光等振興基金は4,000万円、合併振興基金11億円、公共施設維持管理基金13億円、合わせて24億4,000万円は債権運用をいたしておりますので、例えば全て定型的に毎年度今の段階で入ってまいりますと、合併振興基金と公共施設維持管理基金については、年間で大体300万ずつ利子がふえてまいりますので、10年間ではそれぞれ3,000万内外の基金の増資が図られるということでございます。観光等振興基金は4,000万円でございますので、金利は5万6,000円程度でございます。

それと配当金でございます。予算については平成30年度、31年度、これらの決算見込みとほぼ同額でございますので、同様の金額で計上させていただきましたが、昨今株価の下落が激しいものですから、今後どうなるかわかりませんけれども、一応予算的にはこのような形で

計上させていただいております。

現在、株価の関係は株券では4つの銘柄を保有しております。七十七銀行と地元ホールディングス、これは仙台銀行でございます。それと東北電力、あと三菱マテリアル、以上4つの会社の株主となっている状況でございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） シンガポール寄附金による書籍の購入についてなんですかとも、これはあくまでも図書館への寄附として学校書籍への代用はちょっときかないということです。しかしながら、移動図書館において図書館の書籍を各学校に振り向けるということも可能ですので、これは学校教育と学校図書、協力して支援をしてまいりたいというふうに思います。

それから、発注方法ですか、発注方法というと入札とかいろいろあるんですけども、そうではなくてリクエストされたものを買ってもらえるのかどうかということです。まずリクエスト、図書館でもやっておりますけれども、それについてはしっかり購入するという前提でリクエストを受けております。それから、なるべく年代層に合わせた形のさまざまな本を購入をしているというところです。なるべくベストセラーとかになった本ではなくて、手に入らないような本を購入してごらんなっていただくと。それから、書籍だけではなくて視聴覚、DVDとかそういうのも取りそろえておりますし、それからこれは数年前から高齢化社会、高齢化社会と言われてますので、最近でいいますとデイジーブックというものがございまして、これは何かといいますと目の不自由な方のための例えば点字書籍であるとか、それから耳が聞こえない方のためのやはり視聴覚書籍、そういうものもそろえておきたいというふうに考えております。

それから、先ほど倉橋委員からご質問があった内容で、ちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（後藤伸太郎君） どうぞ。

○生涯学習課長（大森隆市君） 私、先ほど蔵書数を6万冊ぐらいというふうにお話ししましたけれども、2万6,000冊の大間違いでございました。大変失礼いたしました。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 利子に関しては、当初ということで存置科目ということでわかりました。

この寄附金のほうなんんですけど、図書を購入する際の、再度伺いたいんですけど、司書さん等が一括して本を選んでいるのか、その点だけ確認させていただきます。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 書籍の購入は全て司書がしっかり目を通して購入をすると。一昔前は再販制度というものがあって業者が一括で持ってきて、それをガバッと買うというようなことがあったんですけども、今は1冊1冊目を通してございます。

以前この場でお話ししたこともあるんですけども、その司書がどれだけ頑張っても年間2,000冊を購入することが限度だというふうに言われてますので、今回寄附金を使って3,000冊という目標は一応立てておりますけども、どこまで届くかというようなところ、実はそういうところでございます。

○委員長（後藤伸太郎君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 その、しつこいようですけども、今課長の答弁で2,000冊が限度ということなんんですけど、この予算というのは繰り越せるのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 一応しっかりと予算計上しておりますので、皆さんの議決をいただければしっかりと使い切りたいというふうに考えておりますが、例えばシンガポール赤十字社のほうからいつまで使ってくださいというふうな期限は今のところ切られておりませんので、予算が、枠がある限り最後まで、4,000万に届くまでしっかりと使い続けたいと。もしかすると来年度にという話があるかもしれませんけれども、基本は来年度でしっかりと使い切ることに考えております。

○委員長（後藤伸太郎君） ほかに質疑ございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1件ですね、財産収入、財産収入で防集団地の貸し付けについて、よろしいですか。

○委員長（後藤伸太郎君） どうぞ。

○高橋兼次委員 貸し付けする際に賃貸契約結ぶんだろうと思うが、賃貸契約の中に……  
(発言者あり) 賃貸契約の中に料金の、使用料の見直しは入っているかどうかですね、賃貸契約の中に。

○委員長（後藤伸太郎君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 契約書の写しがちょっとまだ見当たりませんので、ちょっと後でまた報告させてください。ちょっと今探しかねてますので、お願いしたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 後で答えもらうとしてね、もしその中に見直しが入っていないとすれば、長年

やっていて土地の価値が上がった場合にも同じ賃貸料になるのかというような趣旨の質問ですでの、後でお答え願いたいと思います。

○委員長（後藤伸太郎君）ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君）なければ、16款財産収入から21款町債までの質疑を終わります。

以上で、歳入に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、9日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤伸太郎君）異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、9日月曜日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時12分 延会

---

この会議録は、事務局長三浦 浩が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

委員長